

佐倉市指定地域密着型サービス基準条例他2条例の一部改正について

1 対象条例

- ① 佐倉市指定地域密着型サービス基準条例
- ② 佐倉市指定地域密着型介護予防サービス基準条例
- ③ 佐倉市指定介護予防支援等の事業に関する基準を定める条例

2 背景

（1）地域密着型通所介護の創設 … ① ②

平成26年6月に公布された「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」による介護保険法の改正により、地域密着型通所介護が創設されました。これに伴い、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が公布され、本年4月1日に施行されました。

※法及び省令の改正に伴う市条例の制定施行については、法律中に経過措置¹が設けられています。

参考1：介護サービスの種類

種類	主なサービス
居宅サービス	訪問介護、訪問看護、 <u>通所介護</u> 他
地域密着型サービス	小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護 認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、 地域密着型通所介護
施設サービス	介護老人福祉施設、介護老人保健施設等

H28.4から19人未満の通所介護
9人以下の療養通所介護

（2）関係書類（記録）の整備… ① ② ③

各条例では、省令に準拠して、事業者に対して以下の義務付けを行っています。

- ・ 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録の整備
- ・ 利用者に対するサービス提供に関する記録について、2年間の保存

（佐倉市指定介護予防支援等の事業に関する基準を定める条例では5年間保存）

不正請求を含む過払いにかかる返還請求が発生した際は、これらの記録に加えて、事務処理上、報酬請求に係る記録が必要となります。また、その保存期間について、公法上の債権の消滅時効である5年間とする必要があります。

（3）介護予防認知症対応型共同生活介護の運営に関する基準の改正 … ③

佐倉市指定地域密着型介護予防サービス基準条例中、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（認知症対応型グループホーム）の運営基準に準用する規定のうち、条例第39条第5項は該当しない²ため、修正を行う必要があります。

¹ 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律
附 則

第二十一条 第六号施行日（平成28年4月1日）から起算して一年を超えない期間内において第六号新介護保険法第七十八条の二第四項第一号並びに第七十八条の四第一項及び第二項に規定する市町村の条例（地域密着型通所介護に係る部分に限る。）が制定施行されるまでの間は、第六号新介護保険法第七十八条の二第五項及び第七十八条の四第三項に規定する厚生労働省令で定める基準をもって、当該市町村の条例で定められた基準とみなす。

3 改正内容

① 佐倉市指定地域密着型サービス基準条例

- ・ 指定療養通所介護を含む地域密着型通所介護の基本方針、人員、設備及び運営に係る規定を追加します。
- ・ 関係書類の保存期間について、従業者の勤務記録及び国民健康保険団体連合会に提出した記録の写しは、その完結の日から5年間保存しなければならない旨の規定を加えます。
- ・ 利用者の介護サービスの提供に関する記録について、その完結の日から2年間保存しなければならないとしているものを、5年とする改正を行います。

② 佐倉市指定地域密着型介護予防サービス基準条例

- ・ 小規模多機能型居宅介護事業所の看護師または准看護師が兼務できる同一敷地内にある施設等に「指定地域密着型通所介護事業所」を追加します。
- ・ 介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（認知症対応型グループホーム）の運営基準に準用する規定のうち、条例第39条第5項は該当しないため、省令にならない、所要の修正を行います。
- ・ 関係書類の保存期間について、従業者の勤務記録及び国民健康保険団体連合会に提出した記録の写しは、その完結の日から5年間保存しなければならない旨の規定を加えます。
- ・ 利用者の介護サービスの提供に関する記録について、その完結の日から2年間保存しなければならないとしているものを、5年とする改正を行います。

③ 佐倉市指定介護予防支援等の事業に関する基準を定める条例

関係書類の保存期間について、従業者の勤務記録及び国民健康保険団体連合会に提出した記録の写しは、その完結の日から5年間保存しなければならない旨の規定を加えます。

4 条例制定の考え方

本市の実情に、国の基準を下回る内容を定めなければならない特段の事情はないことから、各条例の改正に当たっては、原則として省令に準拠することとしています。

ただし、報酬請求に関する記録は、介護報酬の過誤申立や、返還請求等の可能性があることから、整備すべき記録を明示したうえで、その保存年限を地方自治法第236条第1項に規定される公法上の債権の消滅時効に合わせ、5年間とします。

併せて、利用者の介護サービスの提供に関する記録は、国の基準では、その完結の日から2年間保存しなければならないとされているところですが、これも5年間とし、介護サービス利用者の保護、事業者におけるサービスの質の確保・向上を図ります。

5 施行日

公布の日から施行することとします。

² 佐倉市指定地域密着型介護予防サービス基準条例第86条では、認知症対応型グループホームの運営基準等について、前出の認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス）あるいは小規模多機能型居宅介護の条項を準用するよう規定しています。この準用条項のうち、第39条第5項は事業所が高齢者住宅等（例えばサービス付高齢者住宅）に併設されている場合、同一建物の居住者以外にもサービス提供を行うよう努めなければならないとした規定ですが、認知症対応型グループホームは、その入居者以外にサービス提供を行うことはないため、準用規定から除外するものです。